

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年9月29日

【会社名】 株式会社エンビプロ・ホールディングス

【英訳名】 ENVI PRO HOLDINGS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐野 富和

【本店の所在の場所】 静岡県富士宮市山宮3507番地の19

【電話番号】 0544-58-0521（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 竹川 直希

【最寄りの連絡場所】 静岡県富士宮市山宮3507番地の19

【電話番号】 0544-58-0521（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 竹川 直希

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額 194,053,650円

ロ 効力発生日

平成29年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

ロ 今後の機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨の規定を新設する。

ハ 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、及び今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

ニ その他、不要となった条文の削除及び規定の明確化を図るための文言の整備を行うとともに、上記の各変更に伴う字句の修正を行う等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

佐野富和、佐野文勝、春山孝造、鈴木直之、村上美晴、黄圭燦、井手祥司を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

遠藤隆三、小室直義、和田卓を監査等委員である取締役として選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

黄圭燦、井手祥司を補欠の監査等委員である取締役として選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とする。

規

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	49,558	22	0	(注)1	可決 94.43
第2号議案	49,537	43	0	(注)2	可決 94.39
第3号議案					
佐野 富和	49,543	37	0	(注)3	可決 94.40
佐野 文勝	49,541	39	0		可決 94.40
春山 孝造	49,544	36	0		可決 94.40
鈴木 直之	49,544	36	0		可決 94.40
村上 美晴	49,543	37	0		可決 94.40
黄 圭燦	49,543	37	0		可決 94.40
井手 祥司	49,542	38	0		可決 94.40
第4号議案					
遠藤 隆三	49,063	517	0	(注)3	可決 93.49
小室 直義	49,093	487	0		可決 93.54
和田 卓	49,078	502	0		可決 93.52
第5号議案					
黄 圭燦	49,527	53	0	(注)3	可決 94.37
井手 祥司	49,528	52	0		可決 94.37
第6号議案	49,489	91	0	(注)3	可決 94.30
第7号議案	49,484	96	0	(注)3	可決 94.29

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。